

**第1回**  
**四国中央市総合教育会議**

**【資料】**

平成27年6月12日(金)午後2時～  
四国中央市役所本庁4階大会議室

## 1. 総合教育会議の概要

総合教育会議を設置することで、教育に関する予算の編成・執行や条例の提案など、重要な権限を有している地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図る。

### (1) 会議の位置付けと構成員

○地方公共団体の長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議・調整の場であり、教育委員会は、地方自治法上の附属機関に当たらない。

(自治法第 202 条の 3 第 1 項)

○協議・調整し合議した方針の下に双方が所管する事務を執行する。

(法第 1 条の 4 第 8 項)

○地方公共団体の長は、総合教育会議を設けること。

(法第 1 条の 4 第 1 項)

○構成員は、地方公共団体の長及び教育委員会

(法第 1 条の 4 第 2 項)

○地方公共団体の長が招集する。

(法第 1 条の 4 第 3 項及び第 4 項)

教育委員会が協議を必要と思料するときは、招集を求めることができる。

緊急の場合は、地方公共団体の長と教育長のみで会議をすることも可能であるが、教育委員会の意思決定がされ教育長に一任されている場合は、その範囲内で、そうでない場合は一旦保留し、教育委員会で再検討し改めて地方公共団体の長と協議・調整を行う。

法・・・地方教育行政の組織及び運営に関する法律

## 2 協議・調整事項

### (1)協議すべき事項として

○大綱の策定に関する協議

(法第1条の4第1項)

○教育を行うための諸条件の整備、その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策の協議

(法第1条の4第1項第1号)

○児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置の協議

(法第1条の4第1項第2号)

協議・調整事項の具体例は・・・P3参照

### (2)協議すべきでない事項として

「教育委員会が所管する事務の重要事項全てを協議調整する趣旨ではない。」

○教科書の採択や個別の教職員の人事など、政治的中立性が高い事項。

○日常の学校運営に関する些細な事項

#### 法第1条の4第1項第1号に該当すると想定される事項

- 学校施設の整備、教職員の定数等の教育条件整備に関する施策など、予算の編成・執行権限や条例の提案権を有する首長と教育委員会が調整することが必要な事項。
- 幼稚園・保育園・認定こども園を通じた幼児教育・保育の在り方やその連携、青少年健全育成と生徒指導の連携、居所不明の児童生徒への対応、福祉部局と連携した総合的な放課後対策、子育て支援など、首長と教育委員会との事務連携が必要な事項

#### 法第1条の4第1項第2号に該当すると想定される事項

- 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、またはまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合に該当する事項。
  - ①いじめ問題により児童、生徒等の自殺が発生した場合
  - ②通学路で交通事故が発生した後の再発防止を行う必要がある場合。
- 児童、生徒の生命又は身体の保護に類するような緊急事態。
  - ①災害の発生により、生命又は身体の被害は発生していないが、校舎の倒壊など災害が生じており、防災担当部局と連携する場合。
  - ②災害発生時の避難先での児童、生徒等の授業を受ける体制や生活支援体制を緊急に構築する必要がある、福祉担当部局と連携する場合。
  - ③犯罪多発により、公立図書館等の社会教育施設でも、職員や一般利用者の生命又は身体に被害が生じるおそれがある場合。
  - ④いじめによる児童、生徒等の自殺が発生した場合のほか、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条の重大事態の場合。

### 3 協議・調整の結果の尊重義務

調整が行われ双方が合意した事項については、互いにその結果を尊重する。  
(法第1条の4第8項)

調整のついていない事項の執行については、法に定められた執行権限に基づき、教育委員会及び地方公共団体の長がそれぞれ判断するものである。  
(法第21条及び法第22条)

#### 【会議における調整とは・・・】

教育委員会権限の事務について、予算の編成や執行及び条例提案、大学、私立学校、児童福祉、青少年健全育成などの地方公共団体の長の権限に属する事務の調和を図ること。

#### 【会議における協議とは・・・】

調整を要しない場合も含め、自由な意見交換として幅広く行われること。

### 4 会議の公開と議事録の作成及び公表

- 個人の秘密保持や会議の公正が害されると認められることを除き公開とする。  
(法第1条の4第6号)
- 非公開の場合は、いじめなどの個別事案により関係者の個人情報を保護する場合や、次年度の新規予算事業に関する具体的な補助対象の選定など、意思決定前に情報を公開すると公益を害することが想定される場合である。
- 地方公共団体の長は、議事録を作成し公表することに努める。  
(法第1条の4第7号)

## 地方自治法（抜粋）

### 第7款 附属機関

第202条の3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

- 2 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。
- 3 附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（昭和三十一年六月三十日）

（法律第百六十二号）

（総合教育会議）

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 地方公共団体の長

二 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

## 四国中央市総合教育会議の運営に関する規程（案）

### （目的）

第1条 この規程は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4の規定により市長が設置する四国中央市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### （招集）

第2条 市長は、会議を招集しようとするときは、会議開催の日時、場所及び調整又は協議しようとする事項を付し、教育長及び教育委員に通知しなければならない。ただし、市長が会議を緊急に招集する必要があると認めた場合は、この限りでない。

2 法第1条の4第4項の規定により教育長又は教育委員が市長に招集を求める場合は、招集を求める理由及び事件を付した書面によらなければならない。

### （出席者）

第3条 会議は、市長及び教育長又は教育委員が出席しなければこれを開催することができない。

2 法第1条の4第5項に規定する関係者又は学識経験を有する者は、会議において承認されなければ、会議に出席することができない。

### （議長）

第4条 会議の議長は、市長がこれを務める。

### （議題）

第5条 会議の議題は、第2条第1項により通知した事項とする。

2 会議の議題は、出席の市長又は教育長若しくは教育委員の発議により追加することができる。

### （公開）

第6条 会議は、公開とする。ただし、会議において法第1条の4第6項ただし書の規定により会議を非公開と決定したときは、この限りでない。

2 法第1条の4第6項ただし書に規定する公益上必要があると認めるときは、四国中央市情報公開条例（平成16年四国中央市条例第15号）第7条各号に掲げる情報が含まれる事項に関し協議及び調整するときとする。

### （傍聴）

第7条 会議は、市長の許可を得て傍聴することができる。ただし、会議において前条第1項ただし書の規定により会議を非公開と決定したときは、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、四国中央市教育委員会傍聴人規則（平成16年教育委員会規則第4号）の例による。

### （議事録）

第8条 市長は、会議の終了後、遅滞なく議事録を作成し、これを公表しなければならない。

ただし、第6条第1項ただし書の規定により会議を非公開と決定したときは、この限りでない。

2 議事録には、市長及び教育長が署名しなければならない。

3 議事録の公表は、四国中央市公式ホームページに掲載することにより行う。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、企画調整担当課及び教育委員会総務担当課において処理する。

(その他)

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、市長が会議に諮り定める。

○四国中央市教育委員会傍聴人規則

平成16年4月1日

教育委員会規則第4号

改正 平成27年3月30日教委規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、四国中央市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の会議の傍聴人に関し必要な事項を定め、会議の円滑かつ適正な運営を図ることを目的とする。

(傍聴の許可)

第2条 教育委員会の会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名、住所、職業その他教育長の必要と認める事項を明記し、教育長の許可を受けなければならない。

(平27教委規則2・一部改正)

(傍聴の禁止)

第3条 次のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 精神に障害があると認められる者
- (2) 酒気を帯びている者
- (3) 会議の妨害になると認められる器物等を携帯している者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育長において傍聴を不相当と認める者

(平27教委規則2・一部改正)

(傍聴の制限)

第4条 傍聴席が満員となったときその他必要があるときは、傍聴を制限し、又は拒絶することができる。

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 異様な服装をしないこと。
- (2) 帽子、外とう、首巻等を着用しないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 静かに傍聴し、私語、談笑等議事の妨害になるような行為をしないこと。
- (5) 議事に批評を加え、賛否を表明し、又は拍手をしないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような挙動をしないこと。

2 前項各号に掲げるもののほか、傍聴人は、教育長の指示に従わなければならない。

(平27教委規則2・一部改正)

(退場命令)

第6条 教育長は、傍聴人がこの規則に違反し、議場の秩序を乱すおそれがあると認めるときは、退場を命ずることができる。

2 前項の規定により退場を命ぜられた者は、当日再び会議を傍聴することができない。

(平27教委規則2・一部改正)

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月30日教委規則第2号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(四国中央市教育委員会傍聴人規則の一部改正に伴う経過措置)

5 この規則の施行の際現に在職する教育長が改正法附則第2条第1項の規定により引き続き教育長として在職する間においては、第5条の規定による改正後の四国中央市教育委員会傍聴人規則第2条、第3条第4号、第5条第2項及び第6条第1項の規定は適用せず、第5条の規定による改正前の四国中央市教育委員会傍聴人規則第2条、第3条第4号、第5条第2項及び第6条第1項の規定は、なおその効力を有する。

## 四国中央市教育委員会議事運営取扱について（内規）

### （趣旨）

第1条 この内規は、四国中央市教育委員会の議事運営に関し、四国中央市教育委員会会議規則（平成16年教委規則第3号）及び四国中央市教育委員会傍聴人規則（平成16年教委規則第4号）によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### （開催日の周知）

第2条 会議の開催については、特に招集告示を行わず、会議開催日の5日前までに文書で通知し、これを招集の通達とする。なお、平成18年度より四国中央市ホームページ等に掲載し、周知することとする。ただし、臨時会についてはこの限りではない。

### （傍聴人の定員）

第3条 一般席の傍聴人の定員は、6名以内とし、定員を超えた場合はくじ引きによる抽選とする。ただし、委員長が特に認めたときは、この限りではない。

### 附 則

この規程は平成17年4月1日から施行する。

### 第3条の参照条文

四国中央市教育委員会傍聴人規則（平成16年規則第4号）第4条により「傍聴人が満席となったときその他必要があるときは、傍聴を制限し、又は拒絶することができる。」こととしているが、その人数が定められていないため、会議室・委員会室等の容量から傍聴人は6名以内とする。

## 四国中央市教育大綱の策定について

### 1. 基本的な考え方

第二次総合計画（平成 27～34 年度）に沿って策定する。

なお、四国中央市教育基本方針（平成 27 年度）及び国及び県において策定済みの計画や教育動向も踏まえる。

○計画期間：文部科学省の通知 4～5 年程度  
→市長の任期中に 1 回は策定

○構成：◆基本理念  
◆基本目標（方針）

### 2. 策定スケジュール

次回の 9 月頃の会議で、教育大綱（案）を示して、意見を求めたい。  
会議は、年度始めと 9 月頃の年 2 回程度開催予定。

# 軍イベント



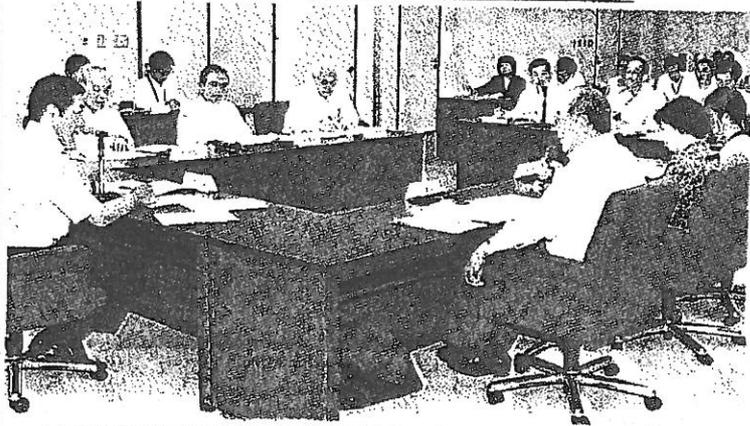
瀬戸内しまなみ海道の本線を走行した「サイクリングしまなみ」。県と市町は「愛媛サイクリングの日」を創設し、自転車新文化の拡大を目指す  
—2014年10月、今治市

手で訪れ、レングによる誘客促進▽災害用備蓄物資の適正管理と相互応援体制の構築▽地方公務員の女性幹部養成研修—など25項目を新たに検討するとした。  
(丸岡裕美)

独自の取り組みとして20ヶ圏内の全戸を同じ、20ヶ圏で区長会や消防団など単位で説明会を実施の方針。地元自治体(所)に課題を...

## 県総合教育会議が初会合 知事提案の大綱 委員6人が承認

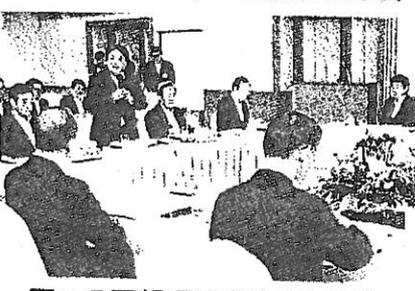
4月施行の改正地方教育行政法に基づき設置された県総合教育会議の初会合が26日、県庁であった。中村時広知事と県教育委員会が教育施策の目標や施策の方針となる大綱(2015~18年度)を策定した。学校・家庭・地域が連携した教育の推進など六つの振興方針を盛り込んだ。  
総合教育会議は首長が主宰し、教育委員と



中村時広知事(左)と教育委員6人が教育振興の大綱を策定した県総合教育会議—26日午後、県庁

協議する場。26日は松岡義勝県教育委員長ら委員6人が出席し、中村知事が提案した大綱案を承認した。  
振興方針はほかに、安全・安心な教育環境の整備▽未来を開く子どもたちの育成▽特別支援教育の充実▽人権「不登校をはじめ、生徒指導上の課題の速やかな解決と防止のため、相談活動や学校を支援する体制を充実させる」などを目指す方針

## 人口減対策 国に要望へ 松山 四国4県正副議長会議



国への要望項目を決めた四国4県議会正副議長会議—26日午後、松山市道後湯之町

四国4県議会正副議長会議が26日、松山市であった。人口減少対策の推進や四国電力伊方原発の安全対策、原動力の振興といった共通課題の解決へ連携した国に要望する12項目を決めた。  
愛媛の本宮勇議長は「地方は出生率低下や

向も示している。教育委員らは「高校生が企業への理解を深められる取り組みを知事部局と連携して行いたい」「学校と地域が協力した防災対策を」などと発言。中村知事は「学校の知恵や工夫を反映する『提案型』も議論してみたい」と提案していた。  
(藤田恵)

## 市 国保税7%上

西条市は26日、2015年度の市国民健康保険(国保)税額を、1人当たり平均約7%アップする条例改正案を6月定例会議に提出すると発表した。国保特別会計の単年度赤字が見込まれるため、可決されれば13年度以来の引き上げとなる。  
松山市の町長は26日ので、速藤美(64)が一身と、より31日付でことを明らかに

松山市長 (9面に関連記事) 市によると、改正案では、加入者全員が対象の「医療分」は1人

ようじん)化の推進も盛り込んだ。継続項目は伊方原発3号機の再稼働問題に、高経年化対策や廃炉技術の確立、使用済み核燃料の最終処

# 医療被ばく 最小限に

CTや 泉 晝のヨウ安況又宅 業界団体

いたが、欧米で公的に規制する動きが広がったこともあり、国内の関係団体が合同でまとめることにした。  
医療施設への笑顔調...  
4ヶ軒、食品などから自然放射線は2ヶ軒ほどと推定されている。被ばく線量は、累積でおおむね100μSv以上になると、がんなど...  
逆、極端に低い施設...  
県と松山市 H I V 夜間や休 来月 県と松山市

市の九電本店の入るビルで九電側と押し問答となり、夜になっても立ち退かないため、福岡県警が出動する事態となった。県警がすぐに出て行くよう警告する。市民団体は訪問から約5時間後の午後8時すぎに立ち退いた。この日は、再稼働反対を訴え、鹿児島市から徒歩で九州を縦断し、

### 高速道に架かる跨道橋

## 老朽化点検95%終了

国交省

国土交通省は27日、全国の高速道路の上に架かる跨道橋(こうどうきょう)5798本のうち、95.9%に当たる5562本の老朽化点検が3月末までに終了したと発表した。県道や市道が通る橋など、道路法で点検が義務付けられた分は完了した。愛媛県内には85本あり80本(94.1%)が点検済み。

残る236本は義務付けの対象外。国交省によると、直ちに改修が必要なもの劣化した

東京電力は27日、福島の第一原発の地上タンクに保管している高濃度汚染水約62万トンの放射線物質を極力減らすと発表した。東電は2013年9月に発表した「浄化処理」を終えた。浄化を終えた」と発表した。福島第一原発の高濃度汚染水。だが3分の1程度は、まだストロンチウムなど一部の放射性物質を除去しただけで、62核種を取り除く多核種除去設備(ALPS)で再浄化する必要がある。またALPSで全量処理が終わっても、その水をどう扱つかは決まっておらず、

## 東電 依然課題多く

依然として課題は多い。高濃度汚染水をタンクにため続けるリスクを減らすことができた。東電の担当者は27日、汚染水の「浄化完了」の意義をそう強調した。2013年8月に地上タンクから高濃度汚染水30万トンの漏えいが発覚し、1カ月後に広瀬直己社長が15年3月末までの「全量浄化」が済めば「浄化済み」とし、安倍晋三首相に約束して扱う苦肉の策で期限を守って処理が終わる。だが浄化作業の要となるALPSはトラブル続きで処理が遅延。東電はストロンチウムの除去設備を追加する。設備(ALPS)の放射性物質が残っている。今年、ものがありALPSで

## 処理後の扱い未定 トリチウム

する自治体に点検を急ぐよう要請している。政府は昨年7月、インフラ老朽化対策の一環で、主な跨道橋の5年ごとの点検を義務化した。義務のない小規模な農道や林道、水路が通る橋は1280本で、うち81.6%は管理者が自主的に点検を終えた。

都道府県別で未点検が多かったのは広島29

委員には、経済界から富田哲郎JR東日本社長、自治体から古田肇岐阜県知事、石橋良治島根県島南町長らが参加、NPO法人や大学、労働組合の代表も名を連ねた。

市内には、経済界から富田哲郎JR東日本社長、自治体から古田肇岐阜県知事、石橋良治島根県島南町長らが参加、NPO法人や大学、労働組合の代表も名を連ねた。

市教育大綱の策定方針決定 松山市総合教育会議 4月の改正地方教育行政法施行を受けて設置された松山市の総合教育会議の初会合が27日、市役所であり、教育方針や目標を定める市教育大綱の策定方針を決めた。

野志克仁市長と金本房夫市教育委員長ら教育委員5人が出席。野志市長は「子の健やかな成長を目指して、教育の課題やあるべき姿

温室効果ガスの排出量を2050年までに世界全体で10年と比べて60%減らすとの長期目標が、6月にドイツで開かれる先進7カ国(G7)首脳会議(サミット)の首脳宣言案に盛り込まれていることが27日、関係者の話で分かった。

議長国ドイツは、長期目標を具体化させることで、年末にパリで合意を目指す地球温暖化対策の新枠組み交渉

## 温室ガス 世界長期目標 50年に10年比

地方移住促進へ 産官学が連携 関係者会議初会合 地方への移住促進策を産官学の関係者が話し合う「国民会議」の初会合が27日、内閣府で開かれ、地域の魅力発信や仕事づくりなどに連携して取り組むとした行動宣言をまとめた。議長に就任した三村明夫日本商工会議所

会頭は「人口問題と地方の活性化は日本の将来にとって大事な課題。皆さんの力を結集したい」と述べた。石破茂地方創生担当相も出席し「地方の人口減少に歯止めをかけるのは政府の大方針だ。(地方移住を)国民運動とするためには何が必要なのか、議論をお願いしたい」と呼び掛けた。

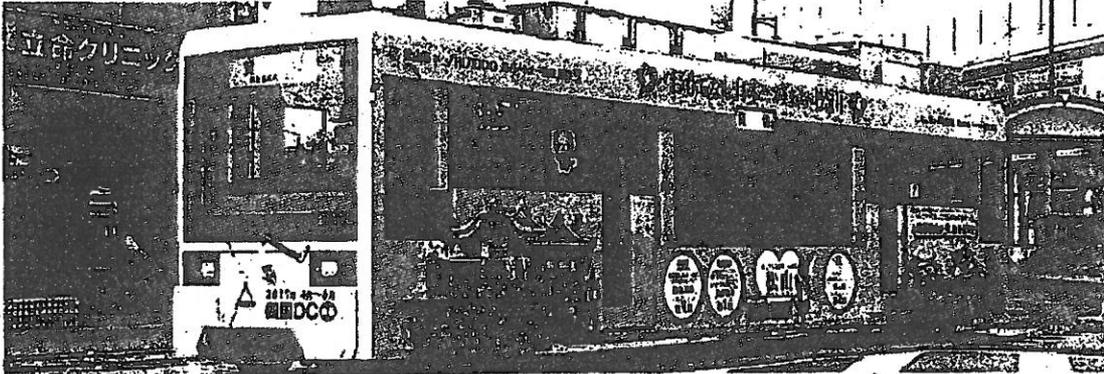
年内に教回会合を開き、都市の人々が週末などに地方で過ごす「二地域居住」といったテーマを議論する。

野志克仁市長と金本房夫市教育委員長ら教育委員5人が出席。野志市長は「子の健やかな成長を目指して、教育の課題やあるべき姿

を議論していきたい」とあいさつ。大綱は市総合計画の教育部分を充てることで一致した。

「特色ある松山の教育」「教育環境の整備」をテーマに意見交換し、「地元で愛着を持つ子どもを育てるためにふるさと学が重要」「小中学校のエアコン整備を進めるのはいいことだが、温度管理を徹底する必要があるなどの意見が出た。(織田龍郎)

関係者によると、10年比60%削減は、世界の科学者間で構成する



新ゴールデンルートなどをPRするラッピング路面電車

おもてなしの心で包む

松山市 路面電車で観光PR

京都・広島・松山を結ぶ観光コース「新ゴールデンルート」を県内外に発信し、「おもてなし日本一のまち松山」の機運を高めるラッピング路面電車が14日、市内にお目見えした。2018年3月末まで毎日市内を走る。車体に新ゴールデンルートをPRする地図とイラストのほか、道後温泉本館や松山城の写真を配している。基調色の緑は、松山の観光地を紹介している

フランス・ミシュラン社の旅行ガイドのイメージカラー。市が約200万円かけて施した。

14日は同市湊町5丁目の伊予鉄道松山市駅で出発式があり、野志克仁市長が「ラッピング電車を見て、観光客にいい思い出をつくってもらおうという思いをわき上がらせてほしい」とあいさつ。松山おもてなし大使でアイドルグループAKB48の名取雅菜さん(19)らがテープカットし、一番列車に乗り込んだ。(織田龍郎)

四国中央市

工場建て替え規制緩和

金生川沿い 紙産業保護で方針

四国中央市は14日までに金生町下分、上分町の金生川沿いにある第1・2種住居地域約84軒を特別用途地区に指定し、製紙工場(紙加工場併設を含む)の建て替えを可能とする方針を決めた。延焼防止や振動・騒音対策の建築規制強化が条件。市によると、紙産業界を目的にした特別用途地区指定は初めて。国土交通相の承認済みで、市は6月定例会に条例案を提出する。城内には現在、10社の製紙工場が立地。市などによると1997年に住居地域指定されて工場建て替えは規制がかかり、増築は1・2倍規模まで特別的に認められていたが、事業拡大や転換が困難になっていたとされている。

込んだ。企業、住民双方に理解を得たい」としている。県によると、地産産業の保護育成を目的とした規制緩和型の特別用途地区指定は今治・八幡浜両市に次ぎる例目。14日の四国中央市都市計画審議会承認し、市に答申した。(清水香恵)

新居浜市 市長と教委 施策初協議

市長と教育委員会が「新居浜市」の施策初協議

新居浜市は13日、市長と教育委員会の初会合が13日、市役所であり、学力向上や公民館の役割について意見交換した。同会議は改正地方教育行政法に基づき各自自治体が設置。市長が招集し、市の教育や文化振興に関する総合施策の大綱や、地域の実情に合わせた重点施策などを協議・調整する。初会合には石川勝行市長と阿部義澄教育長、教育委員ら6人が参加。学力向上に関し

合を開き、パブリックコメント(意見公募)を経て、来年1月ごろの策定を予定している。(宮岡厚子)

指定地域は伏流水を使った紙すきが古くか

大綱は、中間見直しを進めている第6次市長期総合計画と合わせて議論。11月までに案をまとめて第2回会

震災備え合同訓練

県警・J.A.自動車教習所



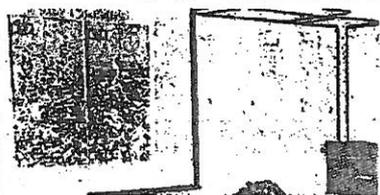
松山南署員に救助活動用の資機材を受け渡すJ.A.えひめ中央職員

南海トラフ巨大地震を踏まえ、県警とJ.A.自動車教習所の初めての合同訓練が14日、松山

管内2箇所燃料補給J.A.えひめ支援

広島土砂災害対応

西予 派遣の消防士長ら



昨年8月に発生した広島市の土砂災害現場に派遣された八幡浜消防署第3分署の玉岡高也消防士長らが13日夜、西予市三瓶町朝立した市の三瓶支所で講演「土砂災害の自主防

後 427.5.1

地方教育行政法改正  
「大綱」の策定  
16年2月目標

東温市

改正地方教育行政法に基づき東温市総合教育会議の初会合が30日、市役所であり、教育方針の「大綱」策定に向け、今後の協議の進め方を確認した。

総合教育会議は首長が主宰し、首長と教育委員会が協議、調整をする場。30日は高須賀功市長や教育長、教育委員、関係職員ら計19人が出席した。

高須賀市長は「教委は独立した機関で、あ

まり教育行政に関わる  
ことができなかった  
が、今後は重点的に講  
ずべき施策について委  
員と十分議論しながら  
効果的に推進したい」  
とあいさつした。

会議では協議を原則  
公開とし、年3回の定  
例会のほか、児童生徒  
の生命や身に被害が  
生じるなど早急に対策  
が必要な場合、臨時会  
を開くことを確認。委  
員から「臨時会の開催  
はある程度自由度があ  
る方がいい」「定例会  
は行事で忙しい時期を  
避けた方がよいので

は」との意見が出た。  
大綱は、2015年  
度に見直す予定の市総  
合計画策定に合わせて  
協議し、16年2月末の  
完成を目標に今年8月  
の臨時会で案を報告  
するとした。

(正岡万弥)

